

山口市こども計画の概要と基本的な考え方(計画の骨子案)

1 計画策定の背景

○さらなる少子化の進行…令和5年の国の合計特殊出生率 1.20

その要因＝未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感、
子育てに関する不安感、経済的負担 など

○令和4年6月 こども基本法公布(令和5年4月1日施行)

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。

○令和5年4月 こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足

○令和5年12月 「こども大綱」と「こども未来戦略」策定

「こども大綱」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

「こども未来戦略」

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本市では、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定します。

○子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)

○次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条)

○こどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項)

○子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項)

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

全ての子どもは次代を担うかけがえのない宝です。本市で生きる全ての子どもが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと遊び、そして学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育っていくことは、私たち市民全ての願いです。

あらゆる環境下において、等しく子どもたちが遊び、学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全ての子どもの健やかな成長や遊び・学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。

「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」では、「山口市子ども・子育て条例」(平成30年4月1日施行)の前文の一節を用い、「全ての子どもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち 山口」を基本理念として掲げましたが、本計画においてもこの理念を継承するものとします。

【基本理念】

全てのこどもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち 山口

「こども」と「子ども」の表記について

子どもの権利条約では、18歳未満を「子ども」と定義しており、我が国においても、児童福祉法などで主に18歳までを「子ども」と定義し支援の対象としています。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

5 計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では、以下の5点を基本方針とします。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

6 計画の施策体系

本計画は、「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画であり、施策体系については同計画の「第4章 事業計画」の4～6を基に、県の「やまぐち子ども・子育て応援プラン(仮称)」の骨子案も踏まえ、全ての施策を以下の4つの柱に整理し、その展開を図ります。

